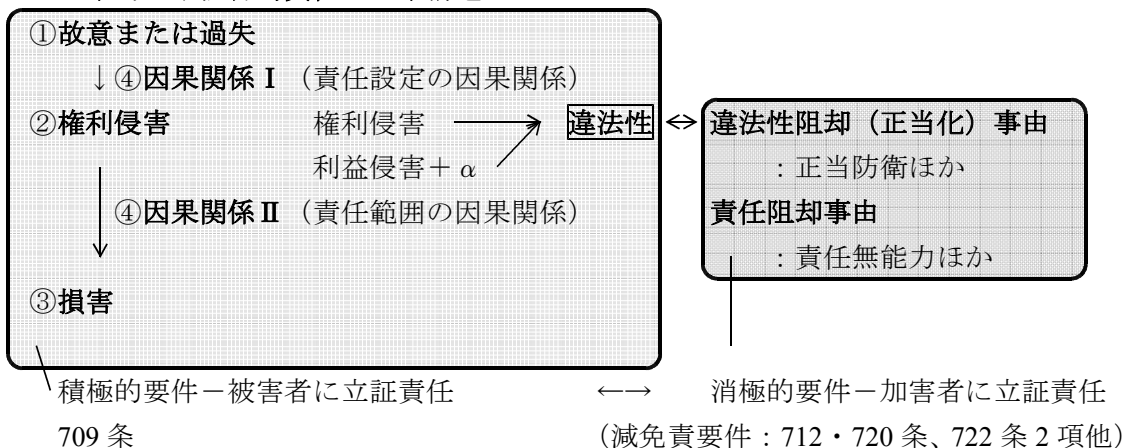


第 1 回講義 参考資料

1 基本的な不法行為責任の基本構造



2 参考判決（時間順）

- 1) 桃中軒雲右衛門事件（大判大 3・7・4 刑録 20 輯 1360 頁）
- 2) 大阪アルカリ事件（大判大 5・12・22 民録 22 輯 2474 頁）
- 3) 芸妓誘拐事件（大判大 7・10・12 民録 24 輯 1954 頁）
- 4) 波合村立木売買事件（大判大 11・8・7 刑集 1 卷 140 頁）
- 5) 大学湯事件（大判大 14・11・28 民集 4 卷 670 頁）
- 6) 東大梅毒輸血事件（最判昭 36・2・16 民集 15 卷 2 号 244 頁）
- 7) 議員候補者前科報道事件（最判昭 41・6・23 民集 20 卷 5 号 1118 頁）
- 8) 信頼の原則事件（最判昭 43・9・24 判時 539 号 40 頁）
- 9) 京大水虫レントゲン皮膚癌事件（最判昭 44・2・6 民集 23 卷 2 号 195 頁）
- 10) 新潟水俣病事件（新潟地判昭 46・9・29 下民集 22 卷 9 = 10 号別冊 1 頁）
- 11) 世田谷日照権事件（最判昭 47・6・27 民集 26 卷 5 号 1067 頁）
- 12) ルンバール・ショック事件（最判昭 50・10・24 民集 29 卷 9 号 1417 頁）
- 13) 「自然の愛情」不問判決（最判昭 54・3・30 民集 33 卷 2 号 303 頁）
- 14) 交通事故被害者自殺事件（最判平 5・9・9 判時 1477 号 42 頁）
- 15) 未熟児網膜症光凝固法姫路日赤事件（最判平 7・6・9 民集 49 卷 6 号 1499 頁）
- 16) 肝臓癌破裂事件（最判平 11・2・25 民集 53 卷 2 号 235 頁）
- 17) 狭心症患者急死事件（最判平 12・9・22 民集 54 卷 7 号 2574 頁）
- 18) TV朝日ダイオキシン汚染報道風評被害事件（最判平 15・10・16 民集 57 卷 9 号 1075 頁）
- 19) ギャロップレーサー事件（最判平 16・2・13 民集 58 卷 2 号 311 頁）
- 20) 新・ゴーマニズム宣言事件（最判平 16・7・15 民集 58 卷 5 号 1615 頁）

第1回・第2回 不法行為総論・一般不法行為の要件

共通到達目標モデル案のチェック項目

- ◆不法行為制度の機能及び目的について説明することができる。
- ◆不法行為責任における過失責任、無過失責任、中間責任の考え方を、民法及び特別法の例とともに説明することができる。
- ◆民法709条がどのような要件を充たせば責任の成立を認めているのか、またどのような要件を充たせば責任の成立が否定されるのかについて、その全体像を示すことができる。
- ◆権利・利益侵害要件の持つ意味について、権利侵害と違法性の関係に関する判例・学説の展開を踏まえつつ、説明することができる。
- ◆過失とは何かについての基本的考え方を説明することができる。
- ◆損害とは何か、損害にはどのような種類のものがあると考えられているかについて、基本的考え方を説明することができる。
- ◆因果関係についての基本的考え方を説明することができる。
- ◆不法行為に関する規律を用いて、基本的な事件類型（名誉・プライバシー侵害、公害・生活妨害、医療過誤、第三者による債権侵害など）を処理することができる。